

その他の論点について

2023年4月11日(火) 第41回 料金制度専門会合 事務局提出資料



1. 需要想定·供給力

2. 公租公課

「需要想定・供給力」及び「供給計画」に係る主な論点

- 各事業者が今回の料金算定に用いた「供給計画」は、以下のとおり。
 - ▶ 北陸・沖縄: 2022年3月に経済産業大臣に届け出たもの
 - ▶ 東北・中国・四国: 2022年11月に経済産業大臣に届け出たもの
 - ▶ 北海道・東京: 2023年3月までに経済産業大臣に届け出る見込みのもの(※)
 - ※ 北海道・東京は、電力広域的運営推進機関との調整を経て、2023年3月末に経済産業大臣に届出済。なお、**料金改定の申請時点での** 「供給計画」案と、今回届出を行った「供給計画」では、例えば、「販売先未定」となっていた分について、常時バックアップの契約が確定するなどの差異が生じている。ため、今後、事務局で詳細を確認の上、必要に応じて、補正を求めることも検討。
- これらの「供給計画」と、今回申請における「需要想定・供給力」に係る主な論点は以下のとおり。
 - ▶ 需要種別の需要(特別高圧・高圧・低圧自由・低圧規制)の算定根拠は何か。特に、低圧自由と低圧規制の配分は、どのような根拠に基づいているか。
 - ▶ 需要について、<u>節電効果</u>、「自社から他社への離脱」の影響(<u>離脱影響</u>)、「他社から自社に戻る需要」(<u>戻り需要</u>)などをどのように織り込んでいるか。
 - ▶ 料金算定における「需要想定・供給力」は、「供給計画」と異なる前提を用いているか。仮に、 異なる前提を用いている場合は、その内容・理由は合理的か。

料金算定に用いた「供給計画」の取扱い

- 東北・北陸・中国・四国・沖縄は、2022年度の供給計画(以下「2022計画」という。)を基に、需要に関する直近の見通しなどを踏まえて、必要に応じて2022計画の変更届出を行い、それを基に料金算定を行っている。
- <u>北海道・東京も</u>、2022計画を基に、直近の見通しなどを踏まえて、2022計画の変更届出など <u>を検討していたが</u>、2023年度の供給計画(以下「2023計画」という。)の届出時期が近かった こともあり、2022計画の変更届出ではなく、「2023計画の案」を基に料金算定を行っている。
- 一方、料金算定規則では、各種費用などについて「供給計画等」を基に算定することとなっているところ、「2023計画の案」を基に料金算定を行うことは適切ではない可能性がある。
- また、北海道・東京からは、「2023計画の案」と「2023計画」について、料金改定申請から 2023計画の届出までの間に、相対取引の内容の具体化や、発電所の作業計画の変更があった ことから、内容の一部が微修正されているとの説明があった。
- これを踏まえ、北海道・東京について、2023計画を基に料金算定を行うべきかが論点となる。
- なお、**東北・北陸・中国・四国・沖縄**は、(必要に応じて変更届出を行った)2022計画を基に料金算定を行っており、**料金算定規則との整合は図られている**。

【参考】参照条文

電気事業法(昭和39年法律第170号)(抜粋)

第四款 供給計画

- 第二十九条 <u>電気事業者は</u>、経済産業省令で定めるところにより、<u>毎年度</u>、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「<u>供給計画</u>」という。)<u>を作成し</u>、当該年度の開始前に(中略)、<u>推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない</u>。
- 2 (略)
- 3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4~6 (略)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成28年経済産業省令第23号)(抜粋)

(需要等の算定)

- **第九条** 事業者は、<u>送配電非関連需要</u>(当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この款において同じ。)<u>について、原価算定期間における</u> 次の各号に掲げる値を、非特定需要(特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要(特定需要を除く。)を合成した需要をいう。以下この款において同じ。)<u>及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない</u>。
 - 最重負荷日の最大需要電力の平均値(以下「最大電力」という。)
 - 四月一日から九月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値(以下「夏期尖頭時責任電力」という。)
 - 三 十月一日から翌年三月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値(以下「冬期尖頭時責任電力」 という。)
 - 四 その電気を供給する事業の用に供するために事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該事業者がその 小売電気事業等(小売電気事業及び発電事業(その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)をいう。以下同じ。)を行う ために使用する電気の量を控除して得た値の平均値(以下「発受電量」という。)
 - **五** 月ごとの契約口数を合計して得た値(以下「口数 lという。)
- 2~6 (略)

「2023年計画の案」と「2023計画」との差異

- 北海道電力及び東京電力EPによれば、「2023計画の案」と「2023計画」との差異は、以下のとおり。
- なお、変更内容は「供給力」に係るもののみであり、「需要想定」については変更は無い。

事業者	「2023計画の案」における 供給電力量 (億kWh) *1			「2023計画」における 供給電力量 (億kWh) *1			「2023計画の案」から「2023計画」への変更点※2		
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	12023可画の来」かり12023可画」への女丈ぶ…		
北海道電力	290	266	261	304	266	261	相対購入の追加約定(+6億kWh)相対購入による置換えに伴う調達先未定量減(▲1億kWh)相対販売の追加約定(+5億kWh)		
東京電力 EP	2,251	2,350	2,368	2,243	2,339	2,358	 卸電力市場購入量の減少(▲3億kWh) 水力の作業計画等の変更(▲6億kWh) 相対販売における見積量と契約決定量との差分(▲17億kWh) 卸電力市場販売量の増加(+8億kWh) 		

^{※1} 供給電力量は送電端。

^{※2} カッコ内は「供給力」に係る「2023計画の案」と「2023計画」との差異であり、原価算定期間(2023~25年度)の3年間平均値。

今後の対応方針

 上述のとおり、**料金算定規則との整合を図る観点**から、**北海道電力・東京電力EP**については、 今後の査定を踏まえた補正の段階において、**2023計画を基に補正することを求める**こととしては どうか。

【現状】

2023計画 (案)

料金算定のための整理・補正

申請当初の **「需要想定・供給力」**

| 要想定・供給刀」 | 直近の燃料値

直近の燃料価格 などを踏まえた 再算定・マッチング 再算定後の

「需要想定·供給力」

【今後の対応】

2023計画

(2023年3月届出)

今後の査定を踏まえた補正

補正後の

「需要想定·供給力」

1. 需要想定·供給力

2. 公租公課

法人税等の算定諸元(一株当たりの配当金額)

- 前回会合(第33回)では、法人税等の算定諸元である一株当たりの配当金額の算定に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本とし、一株当たりの配当金額を、8社(注)の「直近●●年」の単純平均値を採用する方向で議論が行われた。
 - (注)みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社(東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。)。
- その際、「直近●●年」として、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間と平仄を合わせる 案が有力であったところ。
- その上で、事業報酬について、第37回会合でご議論いただき、β値の算定期間を「直近10年間」とすることで整理されたことを踏まえ、一株当たりの配当金額の算定についても、8社の直近10年の単純平均値を採用することとしてはどうか。
- なお、8社の直近10年の単純平均値を用いた場合、一株当たりの配当金額は30円 (≒29.5円) とすることで良いかもご確認いただきたい。

【論点①】法人税等の算定諸元(一株当たりの配当金額)

第33回 料金制度専門会合 資料 7 を編集

- 法人税等については、料金算定規則上、**発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に 算定した配当金**を基に法人税法等により算定した額とされている。
- 過去の査定方針では、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定」する こととしたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか。
- 一株当たりの配当金額の算定にあたっては、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、例えば以下の方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。
 - 一株当たりの配当金額を、8社(注1)の直近●●年の単純平均値とする。
 - 「直近● ●年」として、例えば、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間 ^(注2) とする案や直近3年・ 5年・10年とする案も考えられる。

事業報酬は、株主が期待する利益率の適正水準等を踏まえて、市場全体の期待利益率(全産業自己資本利益率)に、<u>β値</u>(市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率)を加味して算定。一株当たりの配当金額の平均期間を設定するに当たっては、株主が期待する利益率の適正水準の算定方法と平仄を合わせることも一案。

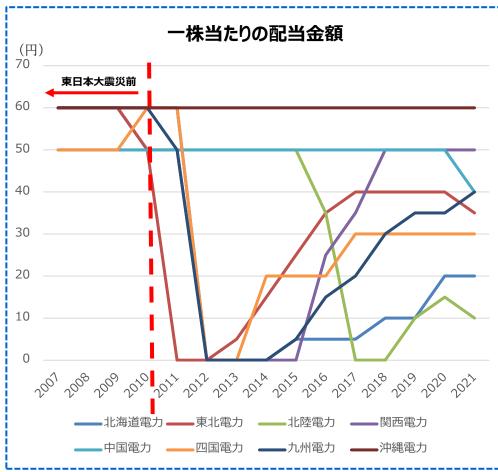
(注1) みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社(東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。)。

(注2) 第32回料金制度専門会合では、β値の算定期間として、「直近10年程度」等の案が示されている。

② 一株当たりの配当金額を、50円とする(過去の査定方針と同様)。

事業報酬の算定方法(第32回 料金制度専門会合 資料7-2を一部加丁) レートベース 事業報酬率 他人資本報酬率 事業報酬 自己資本報酬率 30% = X 70% 事業を実施するための資本(自己・他人) の調達・維持に必要な費用 全産業 (全電力除き) 公社債利回り X $(1-\beta)$ × β: 事業者の事業経営リスク 実積率 (市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率)

● 各事業者(東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。)の一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移は、以下のとおり。なお、今回、値上げ申請した7事業者について、2022年度の配当は全て無配となっている。



発行済株式の数 (×) 3.5 2.5 1.5 0.5 2014 2018 2015 2016 2017 北海道電力 ――東北電力 ――北陸電力 ――関西電力 中国電力 ——四国電力 ——九州電力 ——沖縄電力

※8事業者の一株当たりの配当金額 直近3年単純平均=36.3円 直近5年単純平均=34.5円 直近10年単純平均=29.5円

※2012年度の発行済株式の数を1とした場合の各年度の比率

【参考】総原価に占める法人税等の割合(当初の申請原価ベース)

(単位:億円 ※単位未満は四捨五入)

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
総原価(①)	8,351	21,636	63,154	5,737	13,187	6,040	1,732
法人税等(②)	50	96	95	41	70	32	7
割合 (②÷①)	0.60%	0.45%	0.15%	0.71%	0.53%	0.53%	0.41%